

預金口座の不正利用防止に向けた対策強化について

令和 7 年 12 月 1 日

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行（頭取 板東 豊彦）は、令和 7 年 9 月 12 日付金融庁・警察庁による要請「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」を受け、預金口座の不正利用防止及び実態把握の強化について厳格に対応し対策強化に努めます。お客さまにおかれましては、以下の内容についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 預金口座開設時の厳格な審査、口座開設後の実態把握

当行は口座不正利用による金融犯罪防止に向け、犯罪収益移転防止法等の法令に基づき、口座開設時または開設後、ご利用目的等の確認のため種々の聞き取りや確認書類の提出をお願いしています。ご回答状況によっては、預金口座の開設をお断りすることや、口座開設後であっても、取引の一部を制限することがあります。

2. 金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合の措置

口座開設後の入出金や送金取引について、ご利用内容がお申出のご利用目的と異なる場合や、当行が金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合は、各種預金規程に基づき、お取引の一部を制限することがあります。

3. インターネットバンキングに係る対策の強化

当行はインターネットバンキングの不正利用防止に向け、ご利用申込の際、初期利用限度額については、過度に高額なご利用限度額を設定しないようお願いしております。ご利用限度額の引上げにあたっては、ご利用目的等の確認のため種々の聞き取りや過去のご利用状況等の確認を行い、状況次第ではご利用限度額の引上げをお断りすることがあります。

また、金融犯罪、詐欺等被害の発生状況を踏まえ、インターネットバンキングでの取引状況（多額・多頻度の振込等）について、種々の聞き取りや確認資料の提出をお願いする場合があります。ご回答状況によっては、各種規程に基づき、取引の一部を制限することがあります。

4. 長期間ご利用がない預金口座のお取扱い

口座開設後、長期間お客さまのご利用がない口座については、不正利用の未然防止の観点から、お取引の一部を制限することがあります。

5. 預金契約者の所在が確認できない場合のお取扱い

お客さまが当行にお届けの住所に送付した郵送物が返戻されるなど、お客さまとの連絡が不通の状態が続いた場合、法令で要請される口座管理が困難となることから、お取引の一部を制限することがあります。お届けの住所等に変更がある場合は、速やかに変更のお手続きをお願いします。

6. 警察への通報

当行口座が売買・譲渡・譲受・貸借されたことが判明した場合は、お客さまに通知す

ることなく、各種預金規程に基づきお取引を制限するとともに、警察に通報し、捜査に全面的に協力します。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

徳島大正銀行リスク・コンプライアンス部

TEL:088-656-1158

[受付時間] 平日 9 : 00 ~ 17 : 00